

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

○財産名称 物件番号1「三芳町第一中継ポンプ場」

○所在地 物件番号1「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保361番地2」

物件番号	新規入替	貸付箇所	貸付面積	設置ベンダー種類	台数
1	新規	三芳町第一中継ポンプ場 入口ゲート前	0.78 m ² (W1.3m×D0.6m)	缶・ペットボトル飲料	1台

※1 貸付面積には放熱余地・台座部分を含まない。

※2 高さは、H=2.00m以下とする。

※3 電源工事含む

※4 詳細は物件調書を参照すること。

2 貸付期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（3年間 更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）

遵守事項

1) 大きさ及びデザイン

① 大きさは、上記1に記載されている容積以内とする。

② デザインは、周辺環境に配慮し、公共機関にふさわしいものとする。

2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及びピークカット並びに、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② フロン対策

二酸化炭素又は、炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、室内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

4) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④ 日常管理を行う管理者の連絡先(管理者名、住所、電話番号)の記載のあるステッカー(縦5 cm以上×横14 cm以上)を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

4 販売商品の種類等

1) 種類 酒類を除く飲料とする。

5 賃貸借料

年額の賃貸借料は、貸付料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。)、ただし、初年度及び最終年度は年額を月数で割り返した額を支払うものとする。

6 管理費は、設置する自動販売機1台あたり下記のとおりとする。この管理費は、貸付年度の1年度分の費用として、賃貸借料と同時に一括して三芳町(下水道事業)から設置者に請求する。

ただし、初年度及び最終年度は年額を月数で割り返した額を支払うものとする。

また、管理費には電気代等光熱水費を含むものとする。

○缶飲料及びパック飲料自動販売機管理費 年額30,000円

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して三芳町（下水道事業）の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

三芳町の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

1) 三芳町の責に帰することが明らかな場合を除き、三芳町はその責を負わない。

2) 設置者は、商品及び自動販売機が破損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 その他

自動販売機設置事業者募集要項に基づき提出した自動販売機設置に係る提案書に記載した提案内容を実行する。